

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、ルフトハンザドイツ航空会社から、以下のとおりロックアウト（作業所閉鎖）を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

平成 28 年 4 月 28 日以降

2 場所

ルフトハンザ日本支社労働組合の組合員が勤務するルフトハンザドイツ航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）

3 目的

ルフトハンザ日本支社労働組合が賃金引上げの要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

平成 28 年 4 月 25 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久